

令和4年2月14日

消費生活総合センターが 中京区総合庁舎3階へ 移転します!

地域により密着した総合的な相談窓口となるよう、
令和4年2月14日(月)に、消費生活総合センターは中京区総合庁舎内に移転します。

移転日

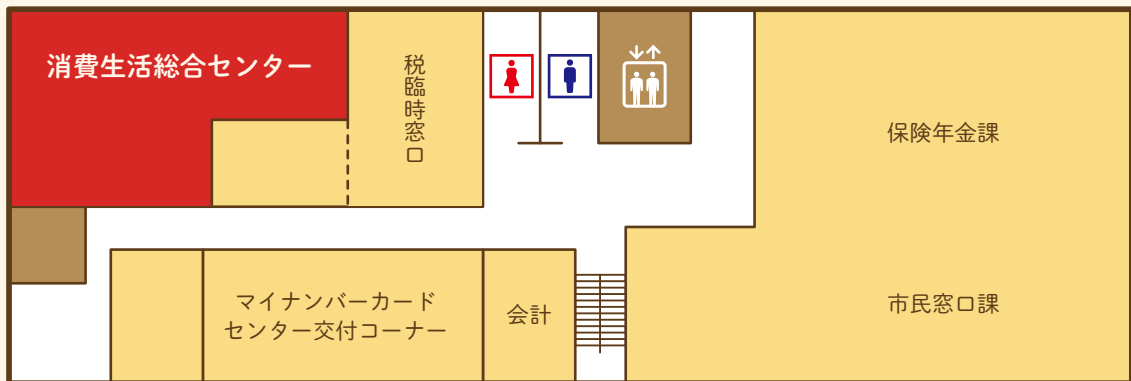
令和4年2月14日 月 から

場所

中京区総合庁舎3階

〒604-8588 中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521

3階



電話番号が新しくなります。

※相談・受付時間(平日 9:00~17:00)に変更はありません。

消費生活相談 — ☎ 366-1319 (移転前:256-0800) 交通事故相談 — ☎ 366-3305 (移転前:256-2140)
多重債務相談 — ☎ 366-1316 (移転前:256-3160) FAX — 366-2259 (移転前:256-0801)
法律・市政一般相談 — ☎ 366-3349 (移転前:256-2007)

※令和4年2月10日までは、移転前の電話番号へお電話ください。移転日以前は、新しい電話番号は使用できません。



京都市
CITY OF KYOTO



京都市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



消費生活総合センターのご案内



相談無料

受付:毎週月曜日から金曜日までの、9:00から17:00まで
(ただし、祝・休日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く。)

移
転
前
電
話
番
号

消費生活相談 (移転前:256-0800)

法律・市政一般相談 (移転前:256-2007)

FAX (移転前:256-0801)

多重債務相談 (移転前:256-3160)

交通事故相談 (移転前:256-2140)

※令和4年2月10日までは、移転前の電話番号へお電話ください。移転日以前は、新しい電話番号は使用できません。

消費生活相談 ☎ 366-1319

商品やサービスに関する契約上のトラブル、悪質商法による被害、訪問販売や通信販売等における事業者とのトラブル、製品事故や安全性を欠く製品被害など、消費生活に関する相談を受け付けています。まずはお電話でご相談ください。

■消費生活土日祝日電話相談 ☎ 811-9002

架空請求メールやハガキが週末に届いたり、クーリング・オフ期間の最終日が週末になることがあるため、年末年始の期間を除く土曜日、日曜日及び祝・休日でも消費生活相談(相談は電話のみ)を受け付けています。

※この窓口は土曜日、日曜日、祝・休日の緊急時の電話相談窓口で、あっせん対応は行っていません。
※相談内容によっては、平日の相談窓口をご紹介させていただく場合があります。

■インターネット消費生活相談

ホームページから相談を受け付けています。



<http://kyoto-soudan.jp/>

多重債務相談 ☎ 366-1316

お電話でお話をうかがったうえで、弁護士による多重債務特別相談などをご案内します。



交通事故相談 ☎ 366-3305

交通事故の被害者や加害者に対し、示談の方法や賠償問題などに関する相談を受け付けています。交通事故に関してお困りの方は、まずはお電話にてご相談ください。

京都市民法律相談(予約・問合せ) ☎ 366-3349

日常生活を営む上で抱える様々な法律上の疑問や問題について、問題解決の糸口となるよう、弁護士による法律相談を実施しています。

相談時間は、20分以内です。相談は全て予約制です。お電話等でご予約ください。

なお、京都市民法律相談は消費生活総合センターのほか、各区役所・支所でも実施しています。



令和3年12月発行 京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター
TEL:256-1110(移転前)/366-2250(移転後)
京都市印刷物番号第034645号

この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ!

